

第3回首里城火災に係る再発防止検討委員会 議事録

日時：令和2年8月21日(金)午後2時～午後4時

場所：沖縄県庁11階 第1・第2会議室

出席者(沖縄県庁11階第1・第2会議室)：委員長、委員1名(WE B会議システム)：委員3名

1. 開会

司会) ・委員会開催の宣言

あいさつ

沖縄県土木建築部参事)

沖縄県土木建築部参事の●●でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。

第3回首里城火災に係る再発防止検討委員会の開会にあたり御挨拶を申し上げます。

第1回の委員会は3月18日に沖縄と東京のテレビ会議で開催し、第2回は4月6日に委員全員沖縄に集まっていたいただき現場視察も併せて実施いたしました。

今回の第3回は新型コロナウイルスの影響もあり、県外の委員の皆様はWE Bでの参加となりました。

本日、第2回委員会以降の事実関係の調査、ヒアリング等を踏まえた中間報告及び今後の再発防止策の策定に向けた方針等についての御検討をよろしくお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長)

委員長の●●です。コロナの中、美ら島財団をはじめ各関係機関の協力により、だいぶ事実関係についての調査も進んできております。

本日は、9月の中間報告に向けて、中間報告のとりまとめ案の検討、最終報告に向けての作業、方針等について議論していきたいと考えております。

本日は最後までどうぞよろしく願いします。

- ・プレス退室 ・傍聴者・関係者入室
- ・会議成立の報告 ・傍聴者・関係者紹介 ・配付資料確認

2. 議事

(1) 進捗状況の確認

事務局) 資料説明

委員長)ありがとうございます。

今、説明があったとおりにヒアリング等が進んできておりますが、ここに書いてあるもの以外に、国に対するヒアリングの準備をしております。ここままで何か御質問等があればお願いします。

委員)中間報告書案を拝見しますと、この中に、有料区域の管理主体であった独立行政法人の都市再生機構が出てきますが、都市再生機構に対するヒアリングは必要ないでしょうか。

委員長)これは今後、やっていきたいと思います。そこは調整させてください。

委員)わかりました。

委員長)そのほか何かありますか。

(質疑等なし)

委員長) (2) 中間報告に進みたいと思います。事務局から概要について説明をお願いします。

(2) 中間報告に向けて

事務局) 資料説明

委員長)ありがとうございます。

今説明がありましたとおりに、先生方から中間報告書についての御意見を賜りたいと思います。先生方お一人ずつ発言をいただきまして議論を進めたいと思います。それでは、●●先生から中間報告書案について御意見等あればお願いします。

委員) 今御説明いただいたのは、パワーポイントのスライド版(資料2-2)ですが、私のコメントは、文章(資料2-1)のほうで言います。前半の1～4までは特に訂正を求めるところはありませんでした。3ページ「5 火災の初期段階の対応等」のところでは気になるところがありまして、首里城にいた警備員や監視員は、いわゆる契約した警備会社の社員ではなくて、また別の社員だと聞いているのですが、ここで書かれている「機械警備会社」という表記はこういう書き方の表現でいいのかということです。「火災報知器の発報も外部の機械警備会社にも自動通報され」と書いていますが、機械警備という用語は、人がいないところに受信盤だけを置いて発報が会社の防災センターに伝わるというシステムのことを言います。人がいるので機械警備ではないですよね。これは会社名でいうと●●かもしれません。単なる「警備会社」という書き方でいいのではないかと。「機械警備会社」ということを繰り返し述べるのは検討してください

い。

委員長)今の機械警備の点は、先生がおっしゃるとおり、●●のことを念頭に置いて書いておりまして、●●の社員はその現場にはいないので、こういう書き方になったのですが。

委員)誤解を生むんです。我々が建築防災計画をやるときに機械警備会社というと、ふだんは常駐する防災センターに夜間だけは人がいなくなって信号だけが本社に移報されて、本社からパトロール部隊が出て火災確認をするというシステムのことを機械警備と言っているのですが、実際上は●●の社員はいないけれども、別の警備会社の人あるいは監視員の人がいるので機械警備ではないです。

委員)この状況を機械警備とは言わないという御趣旨ですよ。

委員)はい。計画上は●●と美ら島財団の機械警備計画にはあったかもしれないけれども、実体としては機械警備ではないので、単に機械警備会社を警備会社としていいのではないかと。その辺はお任せしますが、違和感があります。

委員長)分かりました。警備会社が2つあるものですから、それで防犯関係の警備をしている警備会社もいて、そちらは常駐しています。

委員)それを別の書き方でどこかに言葉分けをして、関係している警備会社が2種類あって、1つは防犯会社、もう1つは防犯センターや火災警報を受信する防火防災とか、文言はお任せします。

委員長)趣旨は分かりました。ありがとうございます。

委員)それから細かい話ですが、(4ページ9行目)「正殿内の屋内消火栓は、黒煙が立ち込めていた正殿北口の奥に設置されていたため、警備員が屋内消火栓の設置場所までたどり着くことは困難だった」という、これは事実ではないです。

正殿北口の奥から入ってすぐ左手に北東すぐの部屋の真横に消火器も屋内消火栓もあったので、煙さえなければ最もベストポジションにあったわけです。

私が図面を見てわかったのは、正殿の中で東側と西側の壁の両サイドに消火器も屋内消火栓もあって、入り口からは比較的近い所に設置されているので、奥に設置されていたため、遠かったから近づけなかったのではなくて、近くにあったけれども、煙が立ち込めていたので近づけなかったと、思わず煙を吸ってしまって怖くなって、それ以上は近づけなかったと警備員が言っていました。

設置位置は屋内配置との関係もいろいろありますし、入り口のすぐ近くがベストかどうかとも分からないので、ここに書くとしたら、「黒煙が立ち込めていたため、警備員が屋内消火栓の設

置場所までたどり着くことは困難だった」というシンプルな表記にしてもらったほうがいいと思う。

委員長)分かりました。

委員)続いて、(4ページ11行目)「警備員が初期消火活動を開始したのは、午前2時52分であり、利用できた消火設備は消火器2本である」というのは、これは本当ですかと聞きたいです。弁護士チームにお聞きしたいのですが、警備員や監視員は屋内での初期消火は煙が立ち込めていたため、もう手遅れでできなかつた。その代わり、屋外から炎が噴出している、要するに正殿の火災に対して何らかの初期消火活動をしようという意図で消火器を噴出したと思いますが、それは消火器の正しい使い方ではないし、実質的にはそれは消火活動とは言えないですね。書く必要はないと思います。

委員長)分かりました。今後はヒアリングベースで、こういう気持ちでやったということだったので、こういうふうに入れているところです。

委員)そうですね。それを客観的に委員会として、それは実質的な消火活動ではないと評価をして、そのような表現にするのは確かにそのとおりのかもしれません。

委員)少なくとも私はそう思います。

それから、同じようにこだわっているのは「(2)初期段階の対応における問題点」の(4ページ21行目)「これにより、初期消火活動の着手が遅れ、初期消火活動においても屋内消火栓の利用ができず、利用できた消火設備は消火器2本のみに止まった」。ここも関係します。

私が書き改めようとしているのは、「これにより、初期消火活動の着手が遅れ、初期消火活動においても正殿内の消火器や屋内消火栓の利用ができなかつた。」でピリオド。

委員)そうですね。ここもですね。

委員長)分かりました。

委員)煙感知器の話や予作動式スプリンクラーは前からある決して最新の設備でも何でもなくて、表現としては「最新の」を「最適な」にしてほしい。「早期覚知及び初期消火を容易にする最適な設備の導入もちろんのこと」というように。

「これを管理・運用する人材の確保や教育・訓練が極めて重要となる」という文章の中に、人材の後に、「及び体制」を入れてほしい。「これを管理・運用する人材及び体制の確保や教育・訓練が極めて重要となる」。以上です。意図は通じましたでしょうか。

委員長)理解できました。ありがとうございます。

委員) ●●先生にお聞きしたいことがあるのですがよろしいですか。

初期消火の部分で4ページの消防ところですが、当初は消防が城郭内に到着した時間の記載をしようとしていたのですが、むしろ活動開始というか、放水開始の時間を入れたほうがいいのではないかという指摘もあって、今回は午後2時56分というのは、確か活動開始か放水開始のどちらかになっていて、実際に到着時間は御報告いただいているものだと、一番早い部隊は2時48分でした。

委員)それは駐車場ですね。

委員)はい。

委員)ただ、消防活動は消火活動にはしたくない。水を出し始めたということになります。「消防隊が城郭内に到着(2時48分)したが、消火活動を開始したのは午前2時56分であった」とすれば、その間に放水開始の遅れがあるということが文言上は読み取れます。

委員)ありがとうございます。

委員長)分かりました。ありがとうございます。

続きまし●●先生から御意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。

委員)では、幾つか申し上げます。

まず重要なのは、(資料2-1)2ページ、「3 火災発生前の管理体制」には何も黄色い線は入っていないですが、平成4年に中心部ができてから周りにずっと広がって行って、それで石垣がどんどんできて行って、最後は中に消防車も入れない状態になっている。つまり、防災の見直しはされていないわけです。最初にそもそもなかったのかもしれませんが、途中の見直しもなかったことはやはり問題だと思います。

少なくとも最終段階で中に車が入れなくなる状態では、防災活動上は、火事だけではなくて、いろいろな面で状況が一変するにもかかわらず、それがされていなかったわけです。それが消防活動の支障になっていたことは間違いないので、再建後も課題だということです。それは指摘すべきではないかと思います。

ここに、平成4年以降、首里城公園全体を管理している。それで平成31年以降と書いてあるのですが、この間にあの地区全体の防災の仕組みをどうするかという見直しや検討はされなかったのか。それも管理体制と防災体制でやらなければいけないことなので、そこはぜひ書いておかないといけないと思います。

実は去年、フランスでノートルダム火事があってから、文化財をどう管理しているか、割と大きな文化財をいろいろ見に行きました。管理体制はやはりどんどん劣化してきます。防災対策を事業として計画したり施行したときは、そのときの担当者や組織でやって、そのときは

できているのですが、20年もすればやる人は替わってきて、その管理体制と設備関係が前のようにはしっくりいかなくなってきたりしがちです。それは首里城ではよくやっていると思いますが、でも前にやったのは20年以上前なので、そういうことを感じます。

これを運営していく中核部分に防災の責任者を入れないと駄目だと思います。

そのことは前にも言ったかもしれませんが、例えば昔、デパートやホテルで大きな火事がたくさん続いておりましたが、現在、デパートの防災を最後に仕切っているのはかなり上の役員ですよね。そうせずに現場任せにしてしまうと、採算を取るためにどんどんけちってきます。防災はけちったからといってすぐに何か起きるものではありませんから、今まで起こっていないからいいだろうと果てしなくけちってきます。

その最後の段階に大災害が起こっていることが多いので、それを止めようと思ったら、経営のかなり上のところで見ている人がいないと駄目です。短期的な損得は別にして長期的にやらないといけない。企業であれば、それは経営者になってきますが、首里城では、それが美ら島財団なのかどうか分かりませんが、やはりかなり上のところで防災の責任者にしていかないといけない。

中間報告書に向けてのところにも、16、17ページに、管理者はこういうふうになっていましたとありますが、この管理体制の下でそれが起きてしまったわけですから、この管理体制は単なるフローチャートかもしれませんが、この中できちんと押さえていく部署をつくっておかないと駄目だろうと思います。

それともう1つは、建築物では中間報告書(案)の2ページの「2 法規制について」、建物の防災設備や防災性能が書かれていますが、建築基準法の適用除外や建築基準法との関係は、普通の建物とは違うことをやっています。むしろ正殿ではない他の建物のほうが、ある種、想像がつかないことをやっているわけです。

つまり、正殿は近代より前の建物をできるだけ忠実に再現しようという建物です。ある意味、考えやすいのですが、ほかのものははっきり言ってまぜこぜです。だからコンクリートに木が載せられているのは、それがかえって悪い結果になっていることも随分あったはずです。消防の部署の方もいらっしゃいますが、消防活動上は非常にづらい建物だと思います。歴史的建造物の文化財の外観の復元は、注水があまり考えられていなかったと言われても仕方がないと思います。正殿については復元建築物の特殊性を考慮して適用除外ですが、その他の建物については建築基準法でやっているはずです。

とはいえ、コンクリートの屋根を造って、その上に木造で屋根をもう1回載せるのはかなり特異なことで、それで火事の被害が大きくなることはあり得ます。実際になっているわけですが、建築基準法等の法律の想定とは随分違う。法律を守る云々より、法律の前提になっていることが違っているような気がします。ということがやはり被害を大きくしている面もある。

それは今度再建するときにはかなり改善できると思いますが、建築基準法や消防法は、人的被害を防ぐことが目的ですが、ただそれを上回れば良いというよりも、やはり外観復元の特異性が課題です。外観復元をやることは防災上の特異性が考慮されていないです。そこをどこまで配慮するかと言っていなかったことは課題ではあったと思う。

委員)●●先生、再発防止に向けての視点のところで書くほうがいいのではないですか。

委員)本来、一番最後につながる話ですが、先ほどの管理体制の話も今の話も再発防止に向けてすることです。

委員)●●先生から御指摘のあった管理の件ですが、最初に御指摘いただいた首里城公園内はかなり長期に渡って整備を継続していて、順次建築物が増えていったけれども、城郭内外の出入りにもいろいろ影響を与えていたが、それでも長い期間、防災計画の実質的な見直しがなされなかったことは、確かに非常に重要なことですし、もし事実確認が間に合えば中間報告に盛り込むのはとてもいい指摘だと思っています。

もう1つの管理体制は、我々もとても問題だなと思っていて、後で最終報告に向けてのところで少しお話ししたほうがいいかなと思っていたのですが、●●先生から出たのでここで申し上げると、契約内容や管理に関わる仕様書等を読んでも、建物の設備を更新することもそうだし、防災の面で改善していくこともそうですが、特に提案することについて役割分担が非常に曖昧で、誰がどういうふうに率先して提案をしていくのかがよく見えない内容になっている。

それは責任の所在も曖昧にしてしまいますし、そうすると、率先して手を挙げる人がいなかったから、結局、今回のような落とし穴が生じてしまうこともあるので、ここは管理の部分でとても重要だと思っているのですが、ただヒアリングが進んでいない部分でもあるので、最終報告に向けてもう少し丁寧に事実確認を進めていって最終報告の中で指摘をしたいと思っていた部分ではあります。

委員)分かりました。

委員)法規制の御指摘もまさにそうで、私も那覇市の建築審査会が適用除外について同意したのも、結局、同意されて免除になった規制はどちらかといえば建物内部の規制だと思いますが、外部の火から守るためのドレンチャーや放水銃等の違う方向での設備があったということで安易に同意というか、それ以上の検討ができないままに終わったのかなと想像しているところでもあります。

とても難しいですし、外観復元の防災についての考え方は、我々の中でも問題意識として十分議論してこなかったもので、ここももう少し煮詰めて最終報告でしっかり反映させていただくことはありがたいです。

委員)今の建築審査会は恐らく建築基準法が目的としていることをこれでいいのかという議論しか多分できないと思います。逆にいうとそれ以上を求めてはいけないと思うので、その意味で言うと、文化財建造物が火事になって、人が死ななくて市街地火災も起こさなければ問題ないのではないかと行ってしまえばそれはそうなのですが、特に文化財復元とはどういうことなのか、建築基準法とか消防法ではなくて、それを復元しようとする側の問題ではないかと思いません。

委員)そうですね。

委員長)分かりました。特に外観復元の視点についてはもう少ししっかり考えてきちんとした視点として反映するようしたいと思います。

●●先生からほかにありますでしょうか。

委員)あとは●●先生がおっしゃっていただいたので特にありません。

委員長)それでは、続いて●●先生、お願いします。

委員)(資料2-1)の2ページの「2 法規制について」は、建築基準法と消防法ぐらいしか触れていないのですが、都市公園法について触れる必要があるのではないかと見て思います。都市公園法という法律がありますので、国営公園などいろいろ言っていますが、その位置づけはこの法律ですから触れる必要がある。

規制ではありませんけども、今の議論もありましたが、これは文化財公園ですから、それを不特定多数の人が使うわけですから、再発防止ではその法律絡みのことが出てくると思いますので、少し触れておく必要があるのではないかという気がします。

それから「3 火災発生前の管理体制」とありますが、これはなぜ「前」ですか。「発生時」ではないですか。

委員)両方です。以前です。

委員長)発生以前から発生までの間を捉えて書いています。

委員)多分そうだと思いますが、それは「以前」がいいのではないか。

それから管理主体と管理の実態に少し触れたほうがいいのではないですか。例えば、県はこの事務所には全然いなかったのでしょうか。

委員長)そうです。

委員)そのことは全く触れていないですよね。結局、それが先ほどの防災等における責任者の問題にかかってくると思います。

福知山線の鉄道事故以来、最高責任者は社長とかトップがやることになっていますから、その意味では現場任せではないことを明確にするために、そこら辺の実態を入れておく必要があるのではないかという気がします。今後は県の職員が常駐するものもあってしかるべきではないかという印象を持っております。

3ページの自衛消防隊の確認ですが、警備員や監視員は自衛消防隊のメンバーには入っていない

かったのですか。

委員長)夜間についてはメンバーになっています。

委員)夜間は自衛消防隊があったとみていいのですね。

委員長)それでいいと思います。

委員)「4 出火原因」の一番最後の黄色い部分は、(3ページ37行目)「再発防止の観点からは、出火原因となり得る事象を幅広く想定することが重要である」。

この「事象」という言葉が適切かどうかは疑問です。「要因」に近いのではないかと思います。違いますか。これは言葉の使い方でしょうけど。

委員長)分かりました。ここは考えます。

委員)先ほどの●●先生がおっしゃったこととダブりますが、消防活動上の問題の件で、中に消防車が入れないことについては強い指摘をしておかないと、再発防止のところで反映できない可能性がありますので、私はそこは強く聞いてもらいたい気がします。

今回は死亡事故がなかったですが、今後、昼間の事故の際に救急車等が入れるかは非常に大きな問題になると思いますので、ぜひそのことを反省材料に入れたほうがいいと思います。

最後の「第3 再発防止に向けての視点」では、先ほど最適な設備の導入という話がありましたが、やはり思うのは、機器更新や計画修繕等がきちんとなされることが非常に重要です。そのことを3番付近に書き足せばいいような気がします。設置した当時は最適だったのですが、壊れないから何年も使うことがありますから、やはり最適を吟味していかないといけない。

P D C Aサイクルが回るようにここに入れたほうがいい気がします。

それからその上の文化財的価値の問題ですが、先ほどの都市公園法の法律に絡めていかないといけないと思いますが、文化財的価値を損なわないために意匠上の配慮とありますが、文化財の方はオーセンティシティの問題を言いますから、真正性は守らないといけないのですが、ハンディキャップの問題もありますし、公園の利用をする場合には、やはり予備的施設、予備的装置みたいなものがどうしても必要になってくると思います。それが今回の火事の再発防止にもつながってくると思います。

その辺を2番目付近の文化財的価値と火災に対する安全性のバランスの取れた建築物の再建を検討すべきであるという付近ですが、火災だけではなくて、バリアフリーについてもやはり考えるべきではないかと思います。多くの価値を含めて復元するのがいいのではないかという気がいたしました。以上です。

委員長)ありがとうございます。

今の御指摘は非常に重要な御指摘だと考えておりまして、防災と文化財的価値、みんなの公

園としての利用の3つのバランスが大事という理解でよろしいでしょうか。

委員) そうです。物だけでいろいろなものを解決するのではなくて、事に注目して提案していかないと、今回の第三者委員会の価値が下がるのではないかという印象を持っています。

委員長) 分かりました。参考にさせていただきたいと思います。

もう少しだけよろしいでしょうか。弁護士側の●●から少し意見ををお願いします。

委員) 意見というか、弁護士チームと防災チームで、意見もそうですが、確認しながらドラフトをしたたたき台ですので、基本的には中間報告の中で入れておきたいものを盛り込んだ形になっていて、最終報告書との間には、それなりの分量や情報の選択という意味では、中間報告は最終報告とはだいぶ違うと思っています。

ただ中間報告はあくまでも中間のものであって最終報告ではないですし、これからももう少しばかり我々の事実確認の作業やヒアリング等が続きますので、あくまでも現段階のものとして外に出しますので、出せる情報を結構絞ったかなと考えています。情報を絞りつつも、国の正殿の計画はどんどん進んでいるので、そこに盛り込んでいただきたい箇所はここでしっかり伝えておくべきだし、ぜひ盛り込んでほしい、検討してほしい、しっかり漏らさず入れておきたいことがございました。

その意味で今回のドラフトになっておりますが、今日は非常にありがたいお話、勉強になるお話もいただいたので、なるべく盛り込みながら、もう少し精査していきたいと思っていますところではあります。

関係者が非常に多いのでそこが問題を難しくさせているところでもあり、情報に注意しなければいけないところでもあるかなという思いをしながらドラフトをしました。

先ほど●●先生からいただいた御指摘、●●の役割や●●以外にも●●の警備会社が入っている。警備会社以外にも設備会社が入っているのも、もちろん美ら島財団から委託を受けている会社はほかにもたくさんあるわけですが、防災の観点から見ても非常に多重構造になっていきますので、多重構造は国、県、財団、それから財団から下の受託会社との兼ね合いもあって、その情報をこの段階でどこまで公表するかは難しい面があると思いました。

なので、そういう内容になっているのですが、最終報告に向けてはもう少し詳細な確認、先ほどから大きな視点での問題点が出されていますが、今の段階で思っているのは、大きなところだと、発注者側が業務を発注して、発注しっぱなしになっている。品質をきちんと維持して保たれて正確になされているのか、その業務のチェックがなかなかできていなくて、手順を具体的に定めるべきではないか。チェックする仕組みをもう少し整えるべきではないか。それらの視点も特に管理面ではあると思いますが、そこは我々の精査や検討がまだ追いついていないので、今後は盛り込んでいきたいと思っています。

今の段階では公にできる情報はこの程度です。

委員) 質問がこの時点であるのですがよろしいでしょうか。

中間報告(案)は5ページぐらいで、中間報告としてはこのぐらいのページで具体的なことは記載しないということでもよろしいでしょうか。最終報告にはもっとフルペーパーとして、ヒアリングや詳細な事実確認や今後の方策とかも含めて数十ページ、あるいは100ページぐらいのものができるという理解でもよろしいでしょうか。

委員長) そのようにイメージしております。

委員) ですから、今回は具体的にあまり書かれていないことを指摘する必要はないのですね。

委員長) はい。

委員) 先ほどの多重の管理体制などは個別の会社名を挙げなくても様々な管理主体が、例えば夜間の警備体制の中においても関わって、その中で管理の統率が十分にとれていたかどうか、その辺に問題点がありそうだという書きぶりぐらいでもよろしいのですか。

委員長) 今の時点ではこれぐらいで止めておこうと考えております。

委員) もう一つは、少し角度が違ってしまおうのですが、国の委員会では正殿が先に復元されるわけですが、復元される正殿を含めて、火災時だけに限りませんけれども、今後起きる火災時の避難誘導の対策についての議論が始まっています。

今の中間報告の観点では、管理体制も含めて火災発生時の初期消火体制にフォーカスされていて、最後の再発防止に向けての視点の中に、今回の火災の再発防止のためには、確かに初期消火体制の整備が必要だけれども、昼間に起きたときには訪問者の身の安全対策も必要になってくるし、火災以外の防犯もあるだろうし、それらにも触れる必要があるのか。避難対策には触れておく必要があると思いますが、夜間の警備体制とは別に昼間の管理体制として、その辺はいかがでしょうか。

委員長) この後の調整になると思いますが、私の個人的な意見では、先ほどの●●先生から御指摘があったように、首里城は火災と文化財保護と公園利用のバランスを考えなければいけないという視点を最後に書いて、今後については公園利用としての再発防止、要するに今先生がおっしゃられたように、昼間の避難対策等も含めてきちんと考えないといけないことは書いてもいいのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

委員) 皆さんの賛同があれば、私はそうすべきだと思います。

委員) 1点よろしいですか。

中間報告はもう1回見せてもらえますか。

委員長)はい。この後、発表までの間に今日の意見を踏まえてドラフトし直します。それを先生方にもう一度見ていただいて、それをファイナルにします。

委員)分かりました。了解です。

委員) ●●委員と●●委員と、先ほどの都市公園にも少し絡むのですが、ちょうど避難の検討を始めているところで私がまとめる役になっていますが、首里城の前の再建の頃と状況が変わってきているのは、バリアフリーだと思います。この間の火災は深夜なのであれですが、こちらの委員会でも検討しておいたほうがいいことだと思います。

それは障害者、高齢者が災害のときにどうやって避難させるかを考えると、施設だけでは済まなくて、管理体制の話になってきますので、それは国の委員会だけでは済まない話です。これは別の話題にしようと思っていたのですが、前の再建時とは状況がいろいろ変わってきて、そういうことも考えていかざるを得ない。

それから建物は、特に正殿の場合は文化財の復元から入ってきていますので、バリアフリーにも限界がありますし、そこは管理が担っていかなければならないこともかなり出てきますので、別にここに答えを書く必要はないのですが、問題提起としてあったほうが良いと思いました。

委員長)分かりました。反映できるように検討してみます。

委員)よろしくお願いします。

委員)今の件に関連してよろしいですか。

これは言葉だけの問題ですが、単なる復旧ではなくて、改良復旧という概念をやはり入れるべきではないかと思います。今の話もそうですが、時代が違うので改良復旧という概念は必要かと思います。

委員長)分かりました。少し考えてみます。

では、中間報告についての御意見はここまででよろしいでしょうか。私どもで再度ドラフトして、先生方の御意見を伺った上で最終確定としたいと思います。ありがとうございます。それでは、1時間過ぎましたので、換気のためにここで10分ほど休憩をとります。よろしくお願いします。

(午後 3 時24分休憩)

(午後 3 時33分再開)

委員長)皆さんよろしいでしょうか。後半を始めたいと思います。

中間報告書につきましては、先ほど申しあげましたように、私どもでドラフトを作って先生方の確認を得たいと思います。

この後は来年の年度末に向けて最終報告書をまとめていくことが必要になるわけですが、こ

の後のやるべき作業として、ヒアリング、調査、実験等、それから最終報告書をまとめるに当たっての幾つかの視点等について御指摘があればお願いいたします。

委員)先ほどの議論の最後にも申し上げましたけれども、中間報告でも最終報告に向けた視点がありましたよね。ここで同じことですが、今回の再発防止の意味は広くとるべきであって、火災の初期消火体制の整備だけにとどまることなく、いろいろな人が利用している中で起きる昼間の火災や事故、あるいは地震も含めて、夜間における火災が一番大きいのですが、今回のようなケース等、幾つかの今後起こり得る災害シナリオの想定を、それは今まであまりやってこなかったと思います。

建築防災の世界では防災計画書がかつてありましたが、利活用に伴う防災計画書のような形で起こり得る様々な災害シナリオ想定、今回の火災防止を最大の目玉としながらも、せっかくの機会なので、今後の幾つかの災害シナリオ想定に合わせた安全管理体制の在り方についての章を新たに設けて、それは時間がかかるかもしれませんが、ぜひそれはやるべきではないかと。最終報告書に書ききれない部分は今後の課題としても入れて、首里城再建まで、今年の3月に全部終わるわけではないので、さらに複数年かかりますから、それに伴って首里城は最終的に復元になったときに、最終的な姿に沿った利活用と防災、安全の在り方について防災計画書を策定して、関連する様々な管理者や、国も含めた行政と共有化して、長年、みんなが共有情報として使い続けることを、少なくとも方向性だけは入れてほしいと思いました。

委員長)分かりました。ありがとうございます。

●●先生、いかがでしょうか。

委員)先ほど避難者の話をしたのですが、特にバリアフリーは考えざるを得ないと思います。避難安全をやり始めた瞬間に、ほぼ日中の人が大勢いる間の防災対策になりますが、正殿の場合は展示室にいた職員は監視員も含めて人はいますよね。その人たちが避難誘導をやっていくこととなりますので、防災要員とお客さんの相手をしている人たちとの連携はいろいろ課題になってくるかと思います。

国の委員会では建築審査会にかけることもあって、避難安全の検討もいろいろやるのですが、その部分はどうも国の委員会の中でできるには限界があって、国の検討の中では管理をどうするかは入れないから、国だけでは済まない問題です。そこで県と国の橋渡しをやる作業が必要だと思っています。先週か先々週ぐらいから始めたこともありますので、●●さんに加わっていただくようにしております。

やはり県から伝えなければいけないことはいろいろ出てくると思います。最終報告書に入れる話とは少し違うかもしれませんが、その作業が必要かと思っています。

こちらでもいろいろ御意見をいただければ、国のほうでそれを反映させていきたいと思っています。管理体制云々については、先ほど御意見もいただきましたので、それを続けていただければと思っています。以上です。

委員長)ありがとうございます。

●●先生、いかがでしょうか。

委員)私は熊本城の地震による復旧の委員会の委員長もやっていたのですが、この類の文化財公園は、安全安心の文化財公園をつくるフレーズのまとめをしていただければいいような気がします。首里城はそれがやりやすいというか、非常にうまくできていると思う。

お手元の首里城公園区域の概要図を御覧いただいて説明したほうがいいと思いますが、真ん中に国営有料区域があって、その周りに国営無料区域があって、県営公園区域があるというドーナツ状のゾーニングがちゃんとできている。我々は国営有料区域の赤い部分を一生懸命考えていますが、その外のブルーの無料区域ではどのようなことをやればいいのか、それから一番外の県営公園区域では何をやればいいのか、そのアイデア出しをしたら将来的には非常にいいのではないかと。

特に県営部分には自衛消防隊があると聞きましたが、自衛消防隊の拠点みたいなものを県営公園区域内にきちんと設える。言ってみれば那覇消防署の一部が県営公園区域の池の周りに張りつくぐらいのダイナミックな提案をすることがいいのではないかとこの感じがします。今回はあんな真ん中から火で出てしまったわけですけども、今までは火事は外から来るものだと思っていたわけです。次は外から来るかもしれないので、このゾーニングにかなった安全安心の文化財公園をつくるような打ち出し方ができたらいいのではないかと感じております。

文化財庭園という概念がありますが、例えば東京の小石川後樂園や旧芝離宮などの文化財庭園は、利用の仕方が普通の公園とは違います。同じように文化財公園も扱い方を変えないといけないと思いますので、最後のアウトプットの中に入れられたらいいというのが私の希望です。

以上です。

委員長)ありがとうございます。

●●委員から何かありますでしょうか。

委員)先ほども少しお話ししましたが、管理面で大きな話をすれば役割分担を明確にすることと、役割分担と責任の所在はどうしても連動するものなので、責任がないところには行動も起きてこないで、そこをしっかりと分かるような形での取組を求めていく必要があるというのが一つです。

それから、発注側と実際に現場で業務を行う立場の人との意思の連携、同じことを想定しているのかをチェックするのが非常に難しいと思うので、そのあたりはどのようにチェックできるのか、どのように共通認識を持つのかは少し工夫が必要だと思うので、そのあたりを具体的に提案できたらいいと思います。

委員長)ありがとうございます。

今、先生方からいただいた大きな視点に向けて作業を進めていきたいと思っています。具体的な

作業内容については一度、こちらで検討して、どういう作業を具体化していくかについては、また次の委員会で先生方に情報共有したいと思います。

次に中間報告の作業の方針についてです。

委員) 事実誤認がないかどうかを中間報告書のある程度の最終の形が見えてきたところで関係機関に御確認いただく作業を入れたほうがいいのかという御提案もあって、中間報告を目にしたマスコミ等もそうですが、一般県民も目にするので、そういう意味では関心が高いこともあって、関係機関に対していろいろな声が殺到することも想定されます。

事前に関係機関の方には表現についても気になる部分があるかないか、内容については我々委員会が決めますので内容は変えませんが、間違った記載がないかを確認する作業はあったほうがいいのかと思いますが、この点について先生方はいかがですか。

委員) やるべきだと思います。

委員長) 分かりました。

ですので、来週、先生方に御提示するドラフトができると思いますので、時間がない中ですので、ドラフトの段階で一度、関係機関にも見てもらって、それも少し配慮したいと考えているところです。よろしくお願いします。

(3) 再発防止策の検討に向けて

事務局) 資料説明

委員長) 今の点も含めて先生方から何か御意見等があればお伺いしたいのですが。

委員) 御説明があったので付け加えることはないのですが、とりわけハードとソフトの連携、国と県との連携はちょうど大事な時期に差し掛かっていますので、ぜひとも厳密に情報共有など、●●先生や私らが委員として協力する立場もありますけれども、一方、事務局同士でも連絡し合ってぜひうまく進めていただきたいと思います。以上です。

委員) 先日拝見して思ったのですが、先ほど触れたことにも関係して、県営公園については今後の整備方針を議論されたほうがいい感じがします。できたらそういう機会をつくったらいかがでしょうか。県営公園の今後の在り方。これは沖縄県に対する希望です。

委員) 避難のところは少し伝えておいたほうがいいのかと思っています。1つは、正殿だけ建った段階とそれと全体ができた段階で状況はかなり違ってくる可能性が高いです。そのたびに管理側のやる事が違ってくる可能性もあり、複雑になる可能性があります。

例えば正殿の中だけで全部二方向避難をやるのはかなり難しい感じがします。全部出来上がった段階ではできそうですが、途中はどうするか、いろいろな面に影響が出てくる、議論が出て

くる可能性があります。

委員長)今後の復元に合わせたことも考えなければいけないということですね。

委員)はい。

委員長)分かりました。

ほかに何かありますでしょうか。今日の会議全体を通してでも構いませんが、ほかに御意見がなければ締めたいと思いますがいかがでしょうか。

委託業務関係者)傍聴者からの発言は無理ですか。

委員長)では、私が許可しますので発言をお願いします。

委託業務関係者)今回は火災の火のまわりは早くて初期消火も煙が危険で行けなかったし、消防が届くのにかかって放水までに大きな火になってしまったという特徴がある。木造だけで正殿ができている話について、国が木造の3階建てを安全にどう造るか。そのために●●先生らが中心になられて、木だけでできた場合・天井を不燃化した場合・壁をどうするという3回実験をして木造の3階建ての在り方の方法が分かったのですが、木だけで建っている場合の燃え方の速さについて驚くべき実態を実験で証明していただいて、建築を設計している我々から、特に木造建築を推進しようとしている我々からすると、ものすごい貴重な情報です。

この情報を沖縄県の方や設計をしている方、木造のことをあまり御存じのない方がほとんどだと思いますので、そういう話を早く、実験の実態を御覧になるとさらに意識が高まると思いますが、復元方法は先ほど●●先生も改良復元という話をなさっておりましたので、バリアフリーだけではなくて、その周りを少しでも補足する方法、区画を小さくするような話を一般的な情報として広めていただくチャンスではないかと思いますが、●●先生はいかがでしょう。

委員)今は沖縄に行けない状態が続いていますが、いずれ木造のことをいろいろ御紹介できればいいと思っています。ありがとうございます。

委員長)ありがとうございます。

それでは、時間もまいりましたので、ここで締めたいと思います。また何かありましたら委員会終了後に御連絡いただければと思います。

それでは、事務局にお返しします。

司会)委員の皆様、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

本日いただきました御意見については、事務局で整理を行い、委託業務の中で御対応させていただきます。

また、次回の第4回委員会の開催は、令和2年11月頃、年内にあと1回を予定しております。日程調整等は今後連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回首里城火災に係る再発防止検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

3 閉 会